

質 問 ・ 回 答

令和 8 年 9 月 17 日公表

調達件名	手稲水再生プラザ運転管理業務
質問 1	【資料名：手稲水再生プラザ運転管理業務 落札者決定基準】 別表Ⅰ「評価項目と評価内容」 Ⅰ業務実施計画(7)独自の技術・ノウハウの評価内容について、DX・スマート技術の活用に関する提案において、貴市と協議の上、監視装置等に保存されているデータを CSV や Excel ファイルとして出力し活用することは可能でしょうか。
回 答	可能です。 ただし、データによっては、仕様上の都合などで提供できないこともございますので、予めご了承ください。
質問 2	【資料名：手稲水再生プラザ運転管理業務 仕様書】 第 41 条／その他の業務 (1)市民等からの問合せに対する受付、対応等について、直近 1 年間における回数と対応内容をご教示願います。 また、市民等からの問合せについては、一次対応のみを受託者が実施し、回答方針の決定は貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	手稲水再生プラザの降雨データの提供依頼が1件ありました。 この他には、近隣にある山口処理場への経路の問い合わせが6回ほどあり、経路を案内しているほか、河川に関する問い合わせがありました。 また、市民等からの問合せへの対応につきましては、軽微なものは受託者において対応を完結し、問合せ内容や対応状況等を本市へ報告してください。回答方針の検討が必要なものは、その決定等を本市が行うこととなります。
質問 3	【資料名：技術提案書（様式）】 技術提案様式 2-1～2-7／業務実施計画 技術提案様式 5-1 の注釈には、「記載欄が不足する場合は、適宜行を追加すること（複数枚可）。行を追加する際に注釈を削除してよい。」とありますが、技術提案様式 2-1～2-7 における各ページ下部の注釈についても同様に、提案内容の記入にあたり削除し、提案内容については様式に設定されている文字間隔や行間等に変更せず、1 ページあたり最大 25 行記載可能との理解でよろしいでしょうか。

回 答	技術提案様式 2-1～2-7 については、注釈部分を削除しないでください。 2ページ以内、文字の大きさが 11 ポイント程度であれば、文字間隔等の指定はございません。
質問 4	技術提案様式 3-1～3-4／企業実績 履行中の契約を含むとありますが、例えば契約期間が令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであり、入札書提出期限までに約 2 年 6 か月履行完了した契約は、2 年以上の履行実績があるとする理解しております。この場合、技術提案様式 3-1～3-4 の履行期間欄は、「自、至」部分には契約期間の始期及び終期を、「〇年〇月」部分には入札書提出期限までに履行完了した年数・月数を記入するとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。 「自・至」の欄には現在の契約期間の開始月と終了月を、 「〇年〇月」の部分は提出期限（期限日：10 月 13 日）までの年・月数をご記入ください。 （例）自 令和 6 年 4 月 1 日、至 令和 10 年 3 月 31 日（2 年 6 月）
質問 5	【その他】 貴市の下水道維持管理年報より、手稲水再生プラザのブロワについては、パターン制御、DO 制御システムを有していると理解しており、パターン制御及び DO 制御が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	ブロワ制御については、パターン制御、DO 制御システムを有しております。 なお、ブロワ制御については本市の指示事項になります。
質問 6	技術提案書 5-1 居住地区分の記入の仕方について 例 札幌市以外居住 15km 圏内 ① 札幌市居住 15km 圏内 ①② 札幌市居住 15km 圏外 ② 札幌市以外居住 15km 圏外 ③ 以上の認識でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。

質問 7	様式 2-1 から様式 5-5 各様式の右上にある「No.」欄には、「様式 2-1」から始まる連番を記載するという認識でよいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。提出書類の整理のため、通し番号等をご記入の上、ご提出ください。
質問 8	確認書類については、共通する証明書類は 1 部の添付でよいこととなっていますが、書類の確認のしやすさやファイル保管のしやすさを考慮し、各様式ごとに証明書類を添付する形としてもよいでしょうか。
回 答	『提案書その他の関係書類の作成・提出に当たっての注意事項』「2 企業実績・配置予定技術者の実務経験で共通する証明書類の提出について」に定めておりますとおり、提出書類の膨大化防止の観点から、共通する証明書類については重複して提出せず 1 部のみ提出することを原則としておりますので、可能な限り 1 部にまとめてご提出いただくようご協力をお願いいたします。
質問 9	契約は総価契約と理解しておりますが、履行数量増減が発生した場合の契約変更又は精算の取り扱いをご教示願います。
回 答	契約約款第 15 条の規定のとおり。
質問 10	入札説明書 6(5) 審査書類及び技術提案書の提出について、資格確認審査に関する様式と技術提案書を 1 つのファイルに綴じて提出してよろしいでしょうか。
回 答	総合評価一般競争入札参加資格申請書に添付資料として記載のある書類につきましては、ファイルに綴じず、当該申請書に添えてご提出ください。
質問 11	入札説明書 7(2) 開札時の立会人について、人数制限はございますでしょうか。
回 答	開札時の立会人は、1 名とさせていただきます。

質問 12	入札説明書 7(2) 予定価格及び調査基準価格については、開札時に公表されますでしょうか。
回 答	公表いたしません。
質問 13	落札者決定基準 別記 1-3(4)、様式 5-1 地域貢献及び配置予定技術者における市内在住者の評価について、札幌市内在住であることの判定基準日をご教示ください。また、市内在住の判定は提案書提出時点又は入札書提出期限時点の住民票住所を基準とするとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり、いずれも判定基準日は「入札書提出期限日（令和 8 年 10 月 13 日）」となります。
質問 14	落札者決定基準 別記 1-3(4) 貴市の設計積算上の配置人数が不明であるため、落札後に設計人数が判明した際、提案内容を充足できることを条件として、技術提案書記載人数より少ない配置人数への変更について協議可能でしょうか。
回 答	協議・変更は原則認められません。落札者決定基準「3 地域貢献(4)及び 4 配置予定技術者」における配置予定者については、履行開始日（令和 9 年 4 月 1 日）において入札時技術提案書評価点以上となる技術者を配置することが約定事項となります。
質問 15	落札者決定基準 別記 1-3(4) ①、②において、配置予定者について割合を評価との記載があります。一方で配置予定者数で点数が提示されておりますが、人数と割合はどちらが優先されるのかご教示ください。
回 答	本市の設計積算人数に対する割合に基づき設定された『人数』を満たしているかどうかで評価いたします。今回の手稲水再生プラザ運転管理業務においては、 ①設計積算人数の3分の1以上=8人以上 で 1 点 ②市内在住の配置予定者数が 80%以上=18 人以上 で 2 点 50%以上=11 人以上 で 1 点 となります。

質問 16	落札者決定基準 別記 1-3(4) 評価項目①及び②について、設計積算人数 30 名の場合、15km 圏内居住者 10 名で①の要件を満足し、市内在住者 18 名(60%)で②の人数要件を満足するものの 80%以上は満足しない場合、評価点は合計 3 点との理解でよろしいでしょうか。併せて、②の評価基準(人数又は割合)をご教示願います。
回答	質問 15 の回答のとおり、評価につきましては提示している『人数』に基づき行いますので、お示しの例の場合、評価点は合計 3 点となります。
質問 17	落札者決定基準 別記 1-3(4) 評価項目①及び②について、15km 圏内居住者であり、かつ市内在住者である配置予定者は、①及び②の双方の要件を満足する人員として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、①及び②は個別に要件を満足する人員を確保する必要があるのでしょうか。
回答	お見込みのとおり、双方の要件(①15km 圏内居住かつ②市内在住)を満足する人員につきましては、①および②の双方の要件を満たす者として計上しますので、居住地区分は「[①②]」と記入してください。
質問 18	スライド特約条項 第 1 条 契約金額の変更請求について、「基準日が属する月の前月に限り行うことができる」とありますが、請求は履行期間中の何年目の基準日であっても可能との理解でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり。当該契約においては、令和 10 年 3 月、11 年 3 月、12 年 3 月に請求が可能となります。
質問 19	仕様書 第 10 条 技術提案書については、受注後に不履行となることがないように万全を期して作成致しますが、技術提案書作成時点での貴市との情報格差により、受注後に履行が困難と判明することも可能性としてあろうかと思えます。第 10 条第 2 項で「受託者は、技術提案書の内容について、契約締結後すみやかに委託者に説明を行い、協議しなければならない。」とありますので、このような提案については貴市との協議により履行の対象外あるいは代替提案の実施になるとの理解でよろしいでしょうか。

回 答	原則として履行対象外とすることは認められません。仕様書第 10 条第 2 項に定める説明・協議は、提案内容を円滑かつ確実に履行するための具体的な運用方法等について確認を行うためのものであり、提案内容の取りやめを前提とするものではありません。万一、不可抗力や現場状況の変動等により当初提案の履行が著しく困難な場合に限り、本市と協議の上、同等以上の代替措置等の実施について検討・対応いただくこととなります。
質問 20	仕様書 第 15 条 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを業務準備期間とし、業務引継ぎを行うとありますが、貴市が想定している引継期間、入場日（開始日）、引継ぎ日数及び必要人数をご教示ください。また、貴市からの引継ぎについて、立会可能な人数に制限はありますでしょうか。加えて、運転操作監視業務の实地研修を実施することは可能でしょうか。
回 答	業務準備期間における引継工程、入場開始日（開始時期）、引継日数、配置人数等につきましては、落札決定後に既存受託者及び本市と調整の上、「業務引継工程表」を作成していただき決定することとなります。（※参考：令和 5 年度に茨戸水再生プラザを委託化した際は、前年 12 月にマニュアル等を配付し、3 月の 1 か月間で实地研修を実施いたしました。） 引継時の立会人数等に特段の制限は設けませんが、円滑な引継ぎ及び施設の安全・確実な運用に支障のない体制としてください。また、運転操作監視業務の实地研修につきましても、業務準備期間中に本市及び既存受託者等と調整の上で実施可能です。
質問 21	仕様書 第 15 条 業務引継ぎにおいて、貴市が作成した運転マニュアル、設備台帳、故障履歴、補修履歴、S-MAC 登録情報等を閲覧又は提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。 業務準備期間中、本業務の円滑な履行に向け、本市が保有する運転マニュアル、設備台帳、故障・補修履歴、S-MAC 登録データ等について閲覧・提供を行います。
質問 22	仕様書 第 17 条 過去 5 年間ににおける大雨・大雪・停電等に伴う緊急招集・緊急出動実績について、年間回数、出動（招集）人数及び対応内容をご教示ください。

回 答	過去 5 年間の緊急動員実績は取りまとめておりません。 (当該実績については、これから精査しますので、必要な場合は 10 月 1 日以降に処理施設課へ情報提供依頼を行ってください。)
質問 23	仕様書 第 31 条、別紙 10 太陽光発電設備導入事業 太陽光発電設備導入事業(オンサイト PPA)は令和 9 年度履行期間中に供用開始済みとなる可能性があります、運転管理上の巡視点検・異常時対応の役割分担についてご教示ください。
回 答	発電設備の運転管理及び維持管理自体は導入事業者が行います。受託者の役割は、日常の敷地内及び建物屋上等の巡視点検(第 41 条)の一環として、柵の外からの目視点検を行うこととし、万一異常を発見した場合は速やかに導入事業者及び本市へ報告することとなります。
質問 24	仕様書 第 41 条 「委託者が指示する施設見学者への説明、案内及び見学者数の集計」について、貴市が見学者の案内(誘導)及び説明を実施し、受託者は貴市から指示のあった箇所に限り説明及び案内を行うとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。 基本的に本市が主体となって対応します。
質問 25	仕様書 第 47 条 「故障修理に必要な機械部品等の一部」とありますが、委託者負担となる部品と受託者負担となる部品の区分基準をご教示ください。
回 答	本市と受託者の費用負担区分につきましては、仕様書第 47 条(委託者負担)、第 48 条(受託者負担)、第 51 条(損害賠償)および別紙 16(物品調達業務要綱)、別紙 22(受託者が費用負担する備品・消耗品等)に定めるとおりです。 原則として、機器本体の更新や大規模補修、別紙 16 に基づく主要部品の調達は本市負担となります。

質問 26	委託業務特記仕様書 15 毎年度 7 月末までに 3 回以上の殺虫剤散布を実施するとありますが、開放施設（野球場、パークゴルフ場等）の閉場日及び閉場時間をご教示ください。
回 答	パークゴルフ場は、月曜日は終日、木曜日は午後閉場しています。 そのほかの開放施設は、開放期間中に閉場日はありません。 なお、開放時間は午前 6 時から午後 7 時までです。
質問 27	仕様書 別紙 3-6(2) DR の実施時期について「令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（以降、毎年度実施。ただし、実効性テストの結果による。）」とあり、実効性テストについてはイで「実施年度の 2 年前の夏季又は冬季に実施」とあります。すでに 2 年前の夏季・冬季（令和 7 年夏季・冬季）は過ぎているところ、DR は受託後に毎年実施するとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。 令和 9 年度の DR 実施は確定しておりますが、実効性テストは各 DR 実施年度の 2 年前（夏季又は冬季）に毎年度実施するものです。したがって、今後も毎年度の実効性テスト結果を踏まえたうえで、原則として毎年度 DR を実施するのご理解で差し支えありません。
質問 28	仕様書 別紙 4 仕様書本文に総括管理業務について言及がありませんが、本業務は総括管理業務の対象となっているのでしょうか。
回 答	履行開始時点においては総括管理業務の対象外ですが、履行期間中に対象とする検討を行っています。 対象となった場合は、仕様書別紙 4「環境配慮」12 項等に定めるとおり、環境管理（EMS 関連の報告や手順書・記録等の提出）をはじめとする各種報告手続きを、総括管理業務受託者を經由して行っていただくこととなります。

質問 29	仕様書 別紙 10-3 (参考) 手稲中継ポンプ場については本業務の対象外とされていますが、貴市が行う手稲中継ポンプ場の運転管理において、本業務の中で対応が必要な事項（例えば、手稲中継ポンプ場での点検や修繕実施時の手稲水再生プラザからの遠隔操作による設備停止等）があればご教示ください。
回答	対応が必要な事項はありません。
質問 30	仕様書 別紙 13 水質試験機器の校正・保守、消耗品、修繕部品の過去 5 年間の実績（履歴、購入等）をご教示ください。
回答	現時点で、過去 5 年間の実績は取りまとめておりません。 （当該実績については、これから精査しますので、必要な場合は 10 月 1 日以降に処理施設課へ情報提供依頼を行ってください。）
質問 31	仕様書 別紙 13 別表 4 水質試験方法 DO、BOD、C-BOD の試験方法が「隔膜電極法、光学式センサー法」とありますが、どちらの方法でもよいとの理解でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり。
質問 32	仕様書 別紙 13 別表 4 水質試験方法 遊離シアンの試験方法が「ピリジンピラゾロン法」とありますが、パックテストでもよろしいでしょうか。「ピリジンピラゾロン法」で実施する場合、分光光度計やポータブル吸光光度計（前処理が必要な場合は蒸留装置等）が必要になりますが、別紙 21 の貸与品や水質試験用機器損料明細書にはその記載がありません。パックテストが不可である場合、本試験項目は、JIS に準拠した方法でなくても、ポータブル吸光光度計による測定でもよろしいでしょうか。また、いずれの方法の場合でも蒸留などの前処理は不要でしょうか。
回答	遊離シアンの試験方法につきましては、パックテストではなく、仕様書別紙 13「水質試験業務要綱」別表-4 に基づき「ピリジンピラゾロン法」にて実施してください。 測定にあたっては、ポータブル吸光光度計を使用しないで構いません。なお、仕様書別紙 13 第 5 項の規定に基づき、試験に必要な機器は受託者にてご用意いただくこととなります。 また、前処理を必要としない機器を用いる場合は、蒸留等の前処理は不要です。

質問 33	仕様書 別紙 16 補修業務費、物品調達費については、貴市と協議のうえ決定されるという理解でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり。 仕様書第 36 条第 2 項（補修業務）および第 38 条第 2 項（物品調達業務）に定めるとおり、保守点検等により発見された不具合の修復を行う補修業務、および業務に必要な物品の調達にあたっては、事前に実施内容・仕様や見積金額等について本市と協議・確認を行い、承諾を得た上で実施・調達していただくこととなります。
質問 34	仕様書 別紙 18 日常庭園管理業務に、パークゴルフ場や野球場の草刈りや雑草取りは含まれないという理解でよろしいでしょうか。
回答	別紙 18 に記載のあるとおり、パークゴルフ場は対象外ですが、野球場（グラウンド、バックネット・フェンス下）の草刈りは対象（2 週に 1 回）となります。
質問 35	仕様書 別紙 19 S-MAC 端末及びシステムに障害が発生した場合のシステム復旧支援及びソフトウェア保守は委託者にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また代替端末の準備は受託者負担でしょうか。
回答	S-MAC システムプログラム及びサーバー側の保守・復旧につきましては本市にて実施いたします。受託者が用意する S-MAC 用端末（パソコン・プリンター）は、仕様書別紙 19・20 に基づき受託者がリース契約等により準備・保守を行うため、端末自体のハード故障等に伴う代替機対応や交換費用は受託者の負担となります。
質問 36	仕様書 別紙 21 貴市からの貸与品が、経年劣化や不可抗力により破損や故障した場合は、貴市から新たに貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。

回 答	お見込みのとおり。 本市からの貸与品（仕様書別紙 21）について、受託者の責に帰することができない経年劣化や不可抗力等により破損・故障した場合は、本市にて修繕又は代替品の再貸与を行います。 ただし、受託者の不注意、誤操作、又は管理不備（善管注意義務違反）等により破損・盗難・紛失等が生じた場合は、仕様書第 46 条第 2 項及び第 51 条に基づき、受託者の負担にて補修・弁償等を行っていただくこととなります。
質問 37	仕様書 別紙 22 記載されている備品・消耗品等について、過去 5 年間の購入実績（品目、数量及び実績額）をご教示ください。
回 答	現時点で、過去 5 年間の実績は取りまとめておりません。 （当該実績については、これから精査しますので、必要な場合は 10 月 1 日以降に処理施設課へ情報提供依頼を行ってください。）
質問 38	技術提案様式 5-3、5-4、5-5 札幌市や他自治体の直営で維持管理していた際の経験の証明方法及び記入方法をご教示ください。
回 答	自治体直営での従事実績を配置予定技術者の実務経験として申告する場合は、技術提案様式 5-3・5-4 の「会社名（所属）」欄に「〇〇市下水道局」等と記載し、従事期間・施設名・職務内容を明記してください。 証明書類につきましては、当時の辞令の写し、配属や職務内容が確認できる公務員職権（職歴・在職）証明書、組織体制表、事務分掌表など、従事期間や職務内容が客観的に確認できる公的書類を添付してください。なお、当時の所属自治体より様式 5-5（職歴等証明書）に証明（押印）を受けられる場合は、同様式を添付することでも証明可能です。
質問 39	技術提案様式 5-5 配置予定技術者が入札参加者以外の会社（前職等）において積んだ実務経験を証明する場合に、当時の所属会社の代表者等から直接証明（押印）を受けられるものとするがありますが、捺印がもらえない場合は、認められないという理解でよろしいでしょうか。

回 答	前職等の会社からの代表者印が得られない場合であっても、実務経験として認められないわけではありません。 様式 5-5 への押印に代えて、当時の契約書の写し、組織体制表（業務実施体制図等）の写しに加え、個人の雇用関係や実務経験内容（従事期間・役割等）が客観的に確認できる書類（当時の雇用契約書、離職票、退職証明書、年金記録等の写し）を添えて提出いただき、本市にて客観的に確認できた場合は実務経験として認められます。
質問 40	技術提案様式 5-5 グループ会社もしくは関連会社の社員を、直接雇用関係のある配置予定技術者として認めていただけますでしょうか。
回 答	本入札における配置予定技術者（および地域貢献の評価対象者）につきましては、告示、入札説明書第 4 条第 5 号、仕様書第 11 条および落札者決定基準に定めるとおり、「入札参加者（出願事業者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者」に限られます。
質問 41	提案書その他の関係書類の作成・提出に当たっての注意事項 9【評価対象となる配置予定者】(2) 履行開始日（令和 9 年 4 月 1 日）における入札時技術提案書評価点を約定事項とするとありますが、評価は書類提出時点で実施されるとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	お見込みのとおり。 技術提案書の審査・評価自体は、入札時に提出された書類（入札書提出期限時点）に基づいて実施します。